

## 二本松市市民交流センター

所在地	〒964-0917 福島県二本松市本町二丁目3番地1			
	TEL: 0243-24-1215 FAX: 0243-24-1216			
交通案内	JR二本松駅から徒歩で1分			
施設概要	施設名称等	内容		
(予約が必要 です)	多目的室  (床張り)	1階	・利用定員180名(イスのみの場合)※半分に間仕切可能 机48、イス180、演台(講演用、司会用)、演壇、200インチスクリーンを用意しています。東側(駅側)の扉はフルオープンして利用できます。	
	音楽スタジオ	2階	電子ピアノ、ドラム、ギター、ベース、ギターアンプ、ミキサー、マイク等、基本的な楽器と録音設備を備えております。	
	創作スタジオ	2階	・利用定員36名程度(作業机6卓) 美術工芸用電気炉、電動糸鋸、絵画用イーゼルを用意しています。また、簡単なキッチンがあり料理ができます。	
	第1会議室	2階	・利用定員24名(机8、イス24)	
	第2会議室	2階	・利用定員60名(机20、イス60)※半分に間仕切可能	
	第3会議室  (床張り)	2階	・利用定員50名程度(会議の場合)※半分に間仕切可能 和机、座布団、簡易畳を用意しています。また、ダンスや軽運動にも利用できます。	
	市民ギャラリー	3階	展示会や作品発表会に利用できます。 展示用パネル30枚、展示用机15、作品吊下用ワイヤー等、各展示用具を用意しています。	
	イベント広場	屋外	南側の芝生の広場です。水道、電気が使用できます。また、屋外用のテーブル、イス、テントを用意しています。	
	貸出用機材  (詳細はお問合わせください)	-	ポータブルアンプ(マイク2個)、ミキサーアンプ、350Wスピーカー、液晶ディスプレイ(46型)、DVDプレーヤー、プロジェクタ、100インチスクリーン、200インチスクリーン、パソコン、音楽スタジオ楽器類、創作スタジオ工作器具類	
施設概要  (予約が ありません)	無料	みんなの広場	2階	インターネットに接続されているパソコンを自由に利用できます。また、簡単な打ち合わせを行なうことができます。
		雑誌コーナー	2階	雑誌、新聞、情報誌などを、ゆったり読める空間です。
		こどもの広場	2階	親と子が自由に使えるコミュニケーションの広場です。また、育児相談や一時預かり(有料)も行っています。 【問合わせ先☎: 0243-23-4740 子育て支援グループこころ】
	テナント	1階	お気軽にご利用ください。 ☆「杉乃家」: なみえ焼きそば、丼もの等(定休: 月曜日) ☆「コーヒータイム」: コーヒー甘味等(定休: 日、月曜日)	

駐車場	3階建て	駐車台数約120台 センターの開館時間中の駐車は1時間無料です。 (駐車場内は、左回りの一方通行ですので、ご注意ください。)
開館時間	9時00分から21時00分(駐車場は24時間利用可能)	
休館日	原則なし	
利用条件	施設管理者の指示に従ってください。ゴミ箱を備えていないため、ごみは持ち帰ってください	
申込方法	下記申込先窓口で申請書の提出と使用料を納付してください。 受付時間：8時30分から21時00分	
申込先	二本松市市民交流センター	
	〒964-0917 福島県二本松市本町二丁目3番地1	
	施設管理者 NPO法人 まちづくり二本松(交流センター事務室内)	
	TEL: 0243-24-1215 FAX: 0243-24-1216 Email: citizen_communication_center@yahoo.co.jp	
宿泊施設	なし	
お知らせ	・多目的室、市民ギャラリーは利用日の6月前から、その他の施設は利用日の3月前から予約ができます。	
	・使用料は別表のとおり(営利・非営利の区分無し)	
・市民交流センターの3階に「大山忠作美術館」が併設されております。幽玄・華麗な大山芸術をぜひご鑑賞ください。【美術館問い合わせ先☎: 0243-24-1217(月曜休館)】		

別表

○ 施設使用料

施設の名称	使用料		備考
	使用の単位	金額	
多目的室	1時間につき	1,000円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
音楽スタジオ	1時間につき	1,000円	
創作スタジオ	1時間につき	200円	
第1会議室	1時間につき	100円	
第2会議室	1時間につき	200円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
第3会議室	1時間につき	200円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
市民ギャラリー	1時間につき	300円	
イベント広場	1時間につき	500円	広場全体を専用して使用する場合に限る。
駐車場	1時間につき (車両1台ごと)	100円	施設の開館時間内に入場した車両に限り、1時間までは無料とする。
	1月につき (車両1台ごと)	5,000円	施設の管理又は施設の利用において、市長が特に必要と認める車両に限る。

- ・使用の単位が時間で定められているもので、使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間として計算します。
- ・2日以上継続して使用する場合には、展示物、器材等の保管のみに限り開館時間外にも施設を使用することができます。この場合、開館時間外の使用料は徴収しません。

○ 貸出設備使用料

設備の名称	使用料		備考
	使用の単位	金額	
移動式音響放送機器一式	1時間につき	200円	
ビデオプロジェクタ	1時間につき	200円	
パーソナルコンピュータ	1時間につき	100円	
録音室録音設備一式	1時間につき	500円	
音楽スタジオ楽器	1時間につき	200円	楽器1台ごととする。

- ・使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間として計算します。
- ・本表に掲げるもののほか、指定管理者が設置した附属設備については、別途利用料金を定めます。



平成26年4月1日から消費税引き上げによる使用料改定後は、以下の料金になります。

別表

○ 施設使用料

施設の名	使用料		備考
	使用の単位	金額	
多目的室	1時間につき	1,020円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
音楽スタジオ	1時間につき	1,020円	
創作スタジオ	1時間につき	200円	
第1会議室	1時間につき	100円	
第2会議室	1時間につき	200円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
第3会議室	1時間につき	200円	間仕切りにより区分して使用する場合は、半額とする。
市民ギャラリー	1時間につき	300円	
イベント広場	1時間につき	510円	広場全体を専用して使用する場合に限る。
駐車場	1時間につき (車両1台ごと)	100円	施設の開館時間内に入場した車両に限り、1時間までは無料とする。
	1月につき (車両1台ごと)	5,140円	施設の管理又は施設の利用において、市長が特に必要と認める車両に限る。

- ・使用の単位が時間で定められているもので、使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間として計算します。
- ・2日以上継続して使用する場合には、展示物、器材等の保管のみに限り開館時間外にも施設を使用することができます。この場合、開館時間外の使用料は徴収しません。

○ 貸出設備使用料

設備の名称	使用料		備考
	使用の単位	金額	
移動式音響放送機器一式	1時間につき	200円	
ビデオプロジェクタ	1時間につき	200円	
パーソナルコンピュータ	1時間につき	100円	
録音室録音設備一式	1時間につき	510円	
音楽スタジオ楽器	1時間につき	200円	楽器1台ごととする。